

平成20年7月8日 わが社の管理職は 「名ばかり管理職なのか？」 「どう対応したら良いのか？」

大手ファーストフードチェーン店店長判決を受けて「名ばかり管理職」に対する残業不払いをめぐる問題が取り沙汰されています。そもそも管理職の定義を曖昧なまま放置したために発生したケースです。御社の管理職はどのような状況ですか？ この機会に自社の管理職の位置付けや賃金体系を見直す必要があります。

それでも幹部は「管理監督者だ」と主張しよう！

“名ばかり管理職” 解消 のための 対策セミナー

本セミナーでは「中小企業 管理職」の処遇見直し手順をわかりやすく解説いたします

〔おもな内容〕

【主要判決】

東京地裁判決 店長は管理職にあらず
他の判例はどうなっているのか

【そもそも解説 監督若しくは管理の地位の定義とは？】

なぜ管理監督者には残業代を払わなくて良いのか
管理監督者に求められる3つの要件
「経営者と一体の立場」とは？
「一般従業員よりも賃金面で優遇」とは？
勤務時間に関して細かく制約を受けない」とは？

【中小企業における管理職の実態と問題点】

管理職は正社員の中で15%いる
「管理職の賃金」の実態と「非管理職との賃金逆転現象」の問題

【会社側に求められる対応策】

管理監督者の人数を絞って明確化する
経営者と一体の立場で仕事をしていただく
賃金体系を見直す
・管理職の賃金体系をどうするか
・基本給と役職手当の割り振りの仕方
・役職手当の規定の仕方と役職手当の金額の決め方
・管理職に対する賞与と年収

〔講師プロフィール〕

講師 新藤 昭彦 氏
エムエービー労務管理事務所
所長
社会保険労務士



昭和57年から平成元年まで
㈱日本デジタル研究所に
勤務。
社会保険労務士試験に
合格後、都内の社会保険労務士事務所にて
10年間の実務経験を積む。平成13年に独立開業。

平成18年北見塾の塾生となる。
「労務・賃金コンサルタント」として北見昌朗
氏に師事。中小企業の実情にマッチした「賃金
管理」「労務管理」を提案している。
<http://www.k5.dion.ne.jp/~maproum/>

参加された方だけの特典

特典1 北見 昌朗氏の講演CD 2枚
「ズバリ! 実在賃金 首都圏 平成18年度版」
「50歳 課長」に年収700万円を払える会社になろう」
特典2 新藤 昭彦氏の解説CD 1枚
「始末書のもらい方」
以上 音声CD3枚を ご希望の方に差し上げます。

〔賃金データ・資料提供〕

(株)北見式賃金研究所
(賃金統計データ提供)
中小企業の給与水準を知るためのポータルサイト

「ズバリ! 実在賃金」ドットコム

<http://www.zubari-tingin.com/>

北見式賃金研究所 所長
社会保険労務士北見 昌朗 氏
独自の調査研究により「中小企業には中小企業にあつた賃金管理がある」をモットーに中小企業の発展に貢献できる、実践的な賃金理論を創造している。
<http://www.tingin.jp>

日時 : 平成20年7月8日(火)
14:00~16:00(13:30開場)
場所 : 三井住友海上 駿河台ビル14階 第一会議室
参加費 : 無料
定員 : 50名(1社2名様までに限らせていただきます)
申込み : 申込書にご記入のうえFAXにてお申込下さい。
折り返しのご連絡はいたしません。
当日、会場にてお名刺を頂戴いたします。
申込締切: 平成20年7月1日(火)



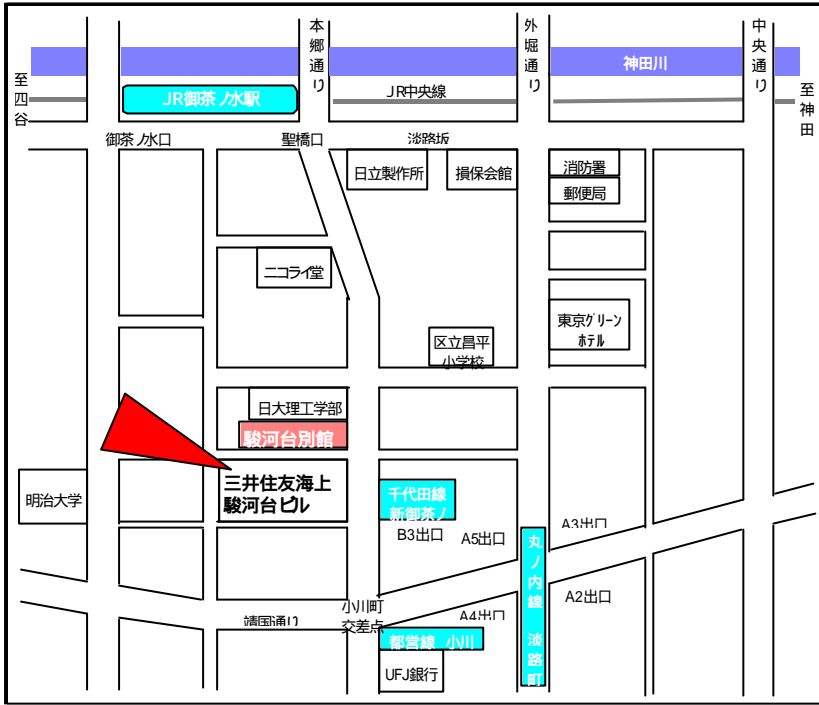
7/8(火)「名ばかり管理職'解消対策」セミナー 参加申込書



FAX:03-3259-7402

三井住友海上火災保険(株) 法人営業推進部 法人開発室

三井住友海上経営サポートセンター 行



【場所】

三井住友海上火災保険株式会社
駿河台ビル 14階 第一会議室
東京都千代田区神田駿河台3-9

【最寄り駅】

- ・ JR: 御茶ノ水駅下車 聖橋口より徒歩5分
- ・ 地下鉄: 千代田線 新御茶ノ水駅下車
- ・ 地下鉄: 都営新宿線 小川町駅下車
- ・ 地下鉄: 丸の内線 淡路町駅下車
B3出口徒歩2分

【お問い合わせ先】

三井住友海上火災保険株式会社
法人営業推進部 法人開発室
三井住友海上経営サポートセンター
担当: 門間、岡田、村上
連絡先: TEL 03-3259-6721

三井住友海上では、専門の社会保険労務士事務所と提携し、企業・法人経営者の皆様には有益な人事労務関連情報をご提供致しております。

貴社名(業種)	所在地
様 (業種)	〒
TEL	FAX
-	-

【ご出席者】

お名前	ご所属・役職
様	
様	

【三井住友海上社内使用欄】

担当部課	部支店	課支社	担当

【お願い】本申込書にご記入いただいたお客様の情報は、エムエーピー 労務管理事務所ならびに弊社グループが今後開催するセミナーのご案内や当セミナーに関連する保険商品・サービス等のご案内のために利用させていただきますので、ご了承願います。